

F P オフィス Life & Financial Clinic (LFC)

■LFCは、ウィズコロナ時代の「新しい日常」に寄り添います



(東京都・ZOOM：令和2年8月撮影)

残暑お見舞い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に罹患された方、そして関係者の皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

年初より、徐々に感染拡大が世界的な規模となり、日本でも4月7日に緊急事態宣言が発出され、日常生活の移動や経済活動の自粛という、かつてない経験をしました。イギリスの心理学者ジョン・リーチ氏の研究によると、人が災害に遭遇した時に取る行動は3つのパターンに分かれるそうです。①落ち着いて行動する(10-15%)、②パニックに陥り泣き叫ぶ(15%以下)、③茫然として行動できなくなる(70-75%)。物事を冷静に判断し、行動できる人は少ないということです。一部の冷静な人を除いては、危機に対処するために、TVやインターネット等のメディアから、あるいは人伝手に情報を収集し、解決策を求める行動をとるでしょう。私たち自身も仕事上の必要性から関連情報を様々な手段で収集しましたが、情報の正確性や

速さにおいては、官公庁や公的機関の情報に勝るものはないと思いましたが。ネットで最新・特選情報と謳っている情報には、憶測や期待を込めた内容が含まれ、かえって混乱させてしまうのではないかと感じました。

アフター(ウィズ)コロナ時代の「新しい日常」がキーワードになっています。テレワークなどの働き方、テイクアウトや通販利用などの生活様式が、コロナ前と大きく変わることを意味しています。私たちLFCでもGW明けよりWeb会議システムを導入し、非対面型の相談を開始しました。お客様のお話をじっくり伺うために対面での相談を大切にしてきたので、Web相談は難しいのではと最初は思っていました。それほど違和感なく実施できています。コロナ収束後も、相談方法の選択肢として継続する予定です。今までNGと思っていたことも、積極的に試してみる必要があると感じています。

災害への備えという、特別に何かをしなければならないという印象を受けます。けれども、「災害は忘れた頃にやってくる」と言われるように、災害への備えを継続することは難しいのが実情です。「新しい日常」とは、災害など様々な生活リスクが常に存在する中で生活をしていくことではないかと思えます。私たちLFCは、起こりうる生活リスクへの備えとして、いつでも相談できる顧問FPとして、お客様の「新しい日常」に寄り添う存在を目指しています。

FPオフィス Life & Financial Clinic
ファイナンシャル・プランナー
平野 泰嗣 平野 直子

■老後の準備資金は、年収倍率で進捗をチェック！

長寿化・公的年金の支給水準の見直しなど、老後資金への不安は増すばかりです。「老後に必要な資金はいくらか」は、誰もが関心のあることでしょう。現役時代の資産形成や老後に望む生活スタイル等、家庭の事情によって変わるものです。そこで、家庭の状況に合わせて、ライフプラン・シミュレーションを行いながら目標設定をする、というのが本来の考え方です。そうは言っても、「ザックリといくらか」、「今のペースで大丈夫なのか」を知りたいという人も多いでしょう。

フィデリティ投信は、退職準備の“見える化”を進めるために、退職後の生活に必要な準備額を金額で示すのではなく、年収の何倍必

要か示した「年収倍率」を新しい退職準備の指標として示しました。年収倍率を年代別の途中経過目標としても算出しています。これにより、20代、30代の若年層が30年後、40年後の遠い目標に惑わされることなく、目先の目標に焦点を当てて退職準備を進めることができると提案しています。

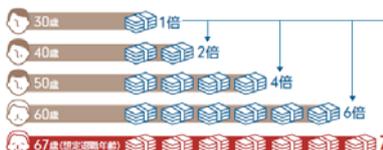
退職後も現役時代と同じ生活を維持すると前提した場合、退職時点の必要額は、退職直前の年収の7倍(年収の2倍と設定した退職金を除く)とのこと。これを積立投資で準備することを前提にすると、この目標値は、30歳で年収の1倍、40歳で2倍になるそうです。

ちなみに、この退職準備の進捗

状況をスコア化して国際比較したところ、日本は全体として「要注意」に該当。ただし55歳以降は「あと一歩」に改善しています。ちなみに米国と比較すると、若年層(20-38歳)がやや準備不足で、その影響が、中堅層(39-54歳)、高齢勤労者(55歳-)のスコアの差に繋がっています。老後への準備は、早いほど良いというのが結論です。

ご自身の年齢と年収から、目標値に達しているか、まずはチェックしてみたいかがでしょうか。

退職準備の進捗を年代別「年収倍率」(単位:倍)



◆お届けする内容◆

1 LFCは、ウィズコロナ時代の「新しい日常」に寄り添います
・老後の準備資金は、年収倍率で進捗をチェック！

2 コロナショック時に投資家がとった行動は？積立投資家vs一括投資家
・2020年からの個人所得課税の改正。給与収入850万円超は、要注意!!

3 2020年7月10日より自筆証書遺言書保管制度が開始されました！
・キャッシュレス決済と還元ポイントとの賢い付き合い方が家計運営のカギ

4 2020年上半期のLFCの活動報告
・LFC、お勧めの相談メニューの紹介





コロナショックとリーマンショックの比較、V字回復の理由

■コロナショック時に投資家がとった行動は？ 積立投資家vs一括投資家

世界的な新型コロナウイルス感染症拡大を受け、2月24日のニューヨーク市場でダウ平均株価が1000ドル以上の下落となり、日本でも日経平均株価は続落し、コロナショック前の23,386円から一時16,552円と下落率は3割に達しました。

まだ記憶に新しいリーマンショックを振り返ると、下落率は約4割に達し、その後、株価が回復するまで相当の期間を要しました。今回のコロナショックの場合、20日で底を打ち、その後上昇に転じ、8月4日の日経平均株価は22,573円となり、急落後、V字回復したと見て良いでしょう(図1)。これは、日本だけではなく、米国、欧州など先進国の株価指数も同様の動きを示しています。

新型コロナによる世界経済への影響は、リーマンショックを超えると言われる中、V字回復をしている理由として2つ考えられます。第1に、各国中央銀行が、大規模な金融緩和を迅速に実行したこと。リーマンショックの経験を活かすことができたと言えるでしょう。第2に、景気の急速な後退の原因が、各国政府主導による経済活動の制限という目に見えるものであったこと。感染拡大が収まれば、やがて経済活動は元にもどるといえる見方によるものです。

ところで、コロナショック時に投資家がどのような行動をとったか気になるところです。野村アセット

マネジメントが行った「新型コロナウイルス感染症拡大に対する投資家意識調査」(2020.3.25-26実施)に面白い結果が出ていますので紹介します。

全体として61%の人が損失が発生している中、積立投資家と一括投資家を比較すると、積立投資家の損失発生割合は59%、一括投資家は68%で大きな差が出ました。その要因は、各タイプの投資行動を比較すると明らかになります(図2)。

積立投資家は、下落は安く買えるチャンスと捉え、コロナショック後も積立を継続し、その結果、損失割合は減少したと言えます。一方、一括投資家は、どうすれば良いのかわからず、現状維持をした人が多く、価格が下がったところで追加投資をする割合が積立投資家よりも少なく、損失発生率を減らすことができなかったと言えます。一括投資家で売却(含む検討)をした人が7%だったので、一番やってはいけない、底値で売却してしまった人も一部いたと想像できます。

調査結果では、マーケット環境の急変時においても、積立投資家の方が、じっくりと継続して資産運用を行っている様子が見えます。また、相場が下がっても安く買えるという積立投資の特徴を十分に理解し、相場に心惑わされることなく、確固たる意志をもって資産運用をしていると言えるでしょう。

8月に入り、足下の各国株価指数は、概ね堅調に推移しています。株価V字回復の要因が、新型コロナウイルスの収束後の景気回復を見越してだとすると、日本を含めた最近の世界的な感染拡大の勢いが止まらない中、世界経済への悪影響が懸念され、その楽観的な前提条件に不安を感じます。日本だけではなく世界の新型コロナウイルスの感染状況、経済情勢を注視していく必要があるでしょう。

【図1】コロナショックとリーマンショックの比較



【図2】コロナショック時の投資家の行動

	積立投資	一括投資
運用状況	積立投資の方が損失が少ない	
投資行動	積立を継続	どうしていいかわからない
行動の理由	下落は安く買えるチャンス	・さらなる損失が怖い ・すぐに相場は戻る
今後の方針	積立を続ける	現状維持

基礎控除・給与所得控除・公的年金等控除の見直しと所得金額調整控除の新設

■2020年からの個人所得課税の改正。給与収入850万円超は、要注意!*



2018年税制改正により、今年2020年から個人の所得課税の大幅な改正が行われました。

①給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替

働き方の多様化を踏まえ、働き方改革を後押しする観点から、特定の収入にのみ適用される給与所得控除及び公的年金等控除の控除額が一律10万円引き下げ、全ての所得に適用される基礎控除の控除額が10万円引き上げられました。

フリーランスを含む個人事業主は、基礎控除が



10万円引き上げられたことにより、減税になります。給与と公的年金の両方の収入がある場合は、控除額が合計20万円下がり、増税となりそうですが、所得金額調整控除(年金等)によって負担増とならないような措置が取られています。

②給与所得控除の適正化

給与所得控除は、サラリーマンなどの必要経費

と説明されてきました。この勤務関連経費が諸外国の水準と比べても過大であると指摘があり、段階的な見直しが行われてきました。今回の改正では、給与収入が850万円を超える場合の控除額が195万円に引き下げられました。ただし、子育て等に配慮する観点から、所得金額調整控除(子ども等)によって、23歳未満の扶養親族や特別障害者である扶養親族等を有する者等に負担増が生じないような措置が取られています。

③公的年金等控除の適正化

世代内・世代間の公平性を確保する観点から、公的年金等収入が1,000万円を超える場合の控除額に195.5万円の上限を設定。また、公的年金等以外の所得金額が1,000万円超の場合は、控除額が引き下げられました。60歳以降、高収入で働きながら年金(iDeCoを含む)を受給する場合は、影響が出るので注意が必要です。

④基礎控除の適正化

基礎控除と聞くと、全ての人が適用される印象を受けますが、今回の改正で、合計所得金額2,400万円超で控除額が過減を開始し、2,500万円超で消失する仕組みに改正されました。

公平性や諸外国との比較との理由で、改正が

行われていますが、正直、複雑になり過ぎているという印象です。私がサラリーマン時代に年末調整の仕事を経験しましたが、最近の改正は、コンピュータ化が進んだとは言え、個人が会社に提出する書類もあり、それが複雑になっているので説明するのが大変なのではないかと心配です。e-Taxの導入で誰もが申告手続きをしやすいように進めているのであれば、税制も、もっとシンプルにした方が良いのではと個人的には思います。

●給与所得者の特定支出控除の検討を

今回の改正で、給与収入850万円以上であれば給与所得控除の引き下げにより増税になります。改めて、給与所得者の特定支出控除が使えないか検討してみたいかがでしょうか。特定支出控除は、特定支出の合計額が給与所得控除の2分の1を超える場合、確定申告によりその超える部分の金額を給与所得控除後の所得金額から差し引くことができる制度です。対象となる支出は、①通信費、②転居費、③研修費、④資格取得費、⑤帰宅旅費、⑥勤務必要経費(図書費、衣服費、交際費等:上限65万円)となっています。給与支払者の証明が必要で敷居が少し高いかもしれませんが、該当すれば節税効果は大きいでしょう。



2020年7月10日より自筆証書遺言書保管制度が開始されました！

■ 自筆証書遺言の手軽さ自由度の高さに、安全性と利便性を追加した制度

2020年7月10日より、遺言書保管制度が始まりました。自筆証書遺言を法務局で保管することができる制度です。2019年1月13日に実施された自筆証書遺言の方式緩和(全文手書きから、財産目録をパソコンで作成したり、通帳のコピーを添付することを可能としたもの)と合わせて、自筆証書遺言の利便性を高めるものです。

遺言とは、自身が亡くなった時に相続人等に対して、財産をどのように分配するかについて自分の最終意思を明らかにするものです。これによって相続をめぐる争いを事前に防止することができます。遺言の方式は主に「公正証書遺言」と「自筆証書遺言」があります。それぞれの特徴をまとめてみました。

●公正証書遺言:信頼性の高い方式

- ☑法律の専門家である公証人が2人以上の証人立合いのもと厳格な方式に従い作成する
- ☑遺言の内容について公証人の助言を受けることができる

- ☑作成には財産価額に応じた手数料が必要
- ☑公証人が原本を厳重に保管する
- ☑家庭裁判所で検認手続が不要

●自筆証書遺言:手軽かつ自由度の高い方式

- ☑15歳以上で、自分で書くことができればいつでも自らの意思で作成することができる
- ☑法令の要件を満たしていない場合や内容に誤りがあると無効になる
- ☑自分で作成するため手数料はかからない

- ☑遺言者が自分で原本を管理する必要がある
- ☑遺言者本人の死亡後、家庭裁判所での検認手続が必要 →【この2点が改正】

新制度を利用することで、法務局に自筆証書遺言書を保管することができるようになります。また、法務局に保管された自筆証書遺言書は、家庭裁判所での検認手続が不要になります。従来通り、自宅などで遺言書を保管することもできるのでこの制度の利用は任意です。

遺言書保管制度は、遺言者だけではなく、相続人等にとってもメリットがあります。

●遺言者のメリット

自宅で保管すると紛失・亡失のおそれがあります。また、死亡後、発見されないおそれがあり、それらを防ぐことができます。

●相続人等のメリット

遺言者の死亡後、家庭裁判所での検認手続が不要なため、速やかに相続手続が行えます。また、相続人や受遺者等は、遺言者の死亡

後、全国の遺言書保管所で①から③の手続が行えます。

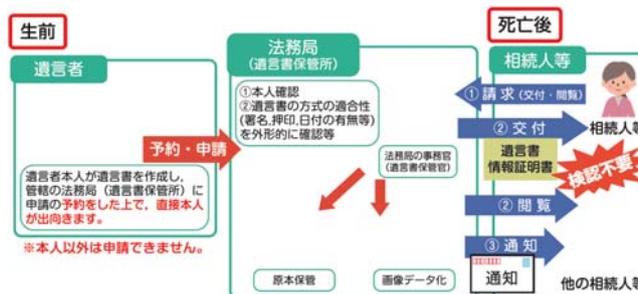
- ①「遺言書保管事実証明書」の請求～遺言書が保管されているかどうか調べる
- ②「遺言書情報証明書」の請求～遺言書の内容の証明書の交付を請求
- ③遺言書の閲覧請求～遺言保管所において遺言書の内容を見て確認

②または③を行った場合、他の相続人等に遺言書が保管されている旨の通知が行きます。

手続を行う場合は、遺言書を作成し、遺言者の住所地、本籍地、所有する不動産の所在地のいずれかを管轄する法務局(遺言書保管所)に、申請の予約をした上で、直接本人が出向きます。本人以外の申請はできないとされています。また、法務局では、遺言の内容に関する質問や相談は一切行えず、遺言書の様式チェックのみ行います。申請手数料は3,900円です。

2018年度の司法統計によると、遺言書の検認

の新受件数は、1万7487件。検認手続を行っていないケースもありますが、自筆証書遺言書の作成数は少ないです。公正証書遺言は数居が高いと感じる方は、自筆証書遺言書保管制度の利用を検討してみてくださいはいかがでしょうか。



キャッシュレス・消費者還元事業から、2020年9月マイナポイントへ

■ キャッシュレス決済と還元ポイントとの賢い付き合い方が家計運営のカギ

2019年10月1日の消費税増税による景気の落ち込みを緩和するために実施された、キャッシュレス・消費者還元事業が6月30日をもって終了しました。新型コロナウイルス感染拡大防止としてもキャッシュレス決済が推奨されましたが、利用実績はどうだったのでしょうか。経済産業省公表データによると、6月11日時点の加盟店登録数は約115万店で制度開始時の約50万店から2倍強に増加。2020年3月16日までの決済金額は約7.2兆円で還元額は約3千億円とのことでした。内訳を見るとクレジットカード64%、QRコード7%、その他電子マネー29%で、1回当たりの利用金額はクレカ4600円、QR900円、その他1100円でした。比較的大きな買い物はクレカ、コンビニなどの少額の買い物はQR等に使い分けられたようです。私たちLFCでも制度開始時からクレカ決済を導入しましたが、当初の利用率は3分の1くらいで、キャッシュレス決済が浸透し出した年明け以降は8割位に増えました。私(泰嗣)もはじめはドキドキしながらコンビニでクレカを利用していたの

ですが、慣れてしまうと、小銭を数える必要もなく、会計もスムーズ、自動家計簿を利用しているので、家計簿づけの手間も省け、そしてポイントも還元され、良いことづくしです。銀行のATMから現金を引き出す頻度もずいぶん減りました。

たくさんのカードやQR決済アプリを駆使してまで、ポイントを稼ぐことは時間対効果を考えるとお勧めはしませんが、カードごとのポイント還元率の違いを意識する必要はあると思いました。日用品の買い物、通販サイト、交通機関などシチュエーションごと、あるいは家計支出項目の内、支出額の多いものが有利になるようにカードやQR決済アプリを選択すると良いでしょう。支出の見直しもそろそろ限界に近づいているし、預金金利も相変わらず0金利という状況で、ポイント還元の差1%は、大きいと言えます。

新しくクレカを作る場合は、カードブランドの選択も重要です。私は、最近、メインのクレカを変えました。ポイント還元率もそうですが、何よりも使えないお店が増えたからです。加盟店側がカード

会社に払う手数料が1%くらい高いので、そのカードブランドの導入を避けるためです。

また、一度、クレカやQR決済アプリを選択したら、あまり、ポイントを貯めることに意識しないことも大切です。例えば、某コンビニのアプリを入れ、ポイントがお得になるクーポンにつられて、必要でない買い物をしてしまうのはありがちな失敗です。ポイントは、使うまでは割引にならないので、すぐに使ってしまった方が良いでしょう。ポイントを貯めるのであれば、最近、注目され始めたポイント投資を利用するのも良いでしょう。ポイント投資とは、その名の通りポイントで投資することで、投資ができる金融商品としては、株式投資や投資信託、ロボアドバイザー、クラウドファンディング等があります。

2020年9月から選択した決済サービスの利用金額の25%(上限5000円)が還元されるマイナポイントが始まります。キャッシュレス決済との付き合い方、還元ポイントを賢く利用することは、今後の、家計運営の中で重要な視点となるでしょう。

Web会議システムを利用したインターネットでの相談、好評受付中！



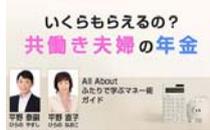
suumoリフォーム・関西版／
首都圏版 (SUMMER, 2020)



プレジデント ウーマン
2020年夏号



suumo新築マンション (2020.4.14)



AllAboutマネー動画コンテンツUP中



5月・けやき公園 (国分寺)



3月初旬・武蔵国分寺公園



4月・自宅にて巣ごもり生活中

看板犬のポクたちは、
お休みモードだワン

■ 2020年上半期のLFCの活動報告

コロナ禍、自然災害と激動の2020年前半を
ビジネスとプライベートに分け振り返ります。

●ビジネス

新型コロナウイルスの感染拡大が進む中、
3月中旬までは相談・セミナーを実施していま
したが、相談は、安全を優先して、延期・その
後一旦キャンセルの対応をさせていただきました。
セミナー&研修関連は、3月下旬から
予定していた講師の仕事は全てキャンセルと
なり、弊オフィスもかなりの影響を受けまし
た。4月は、緊急事態宣言の中、対外的な活
動は全てキャンセルとし、GW明けの事業再
開に向けた準備期間に充てさせて頂きました。
GW明けよりWeb会議システムを使った
FP相談を始めました。対面の相談と全く同じ
ようには行きませんが、シミュレーション画
面を共有しながら相談を進めることができま
す。お客様の方も、Web会議に慣れてきたよ
うで最近では違和感なく進めることができます。
7月からは土日祝日のみ京橋オフィスで対
面の相談を再開しました。東京都の感染防止
徹底宣言をし、お客様の安全に最大限配慮
しています。

FP関連の業務ではありませんが、平野
泰嗣は、東京都中小企業振興公社の専門
相談員(経営)を週1回担当することとなり、
都内の事業者(フリーランスを含む)の経
営相談を行っています。コロナ関連の支
援策の活用、資金調達、廃業の意思決定の
サポートなどを行っています。経営者とそ
のご家族、従業員のライフプランという視
点を大切に業務を行っています。

●プライベート

緊急事態宣言や東京の感染拡大状況か
ら旅行は当面自粛で、巣ごもり生活を続け
ています。9月頃にフェリーを使って九州ま
たは北海道へ行く壮大な？計画を立てて
いたのですが、断念しました。レゴとベルも
遠出がなくなつたらなそう。近所の公園で
ちょっとした気分転換を図っています。

地元の行きつけの居酒屋が閉店になっ
ているのを見て、少しでも支えになればと、
クラウドファンディングへの参加や、テイク
アウトの利用、地元国分寺での飲食など、
自分たちの楽しみも兼ねて行っています。
早く元に戻って欲しいと願うばかりです。

あなたらしい“幸せな人生”を送ること。それが私たちの願いです。

FPオフィス Life & Financial Clinic

〒104-0031
東京都中央区京橋 1-3-2
モリイテビル4F オフィス平野
電話 : 03-3231-6113
メール : info@mylifeplan.net

発行・編集 平野 泰嗣・平野 直子



Webサイトもご覧ください
<https://www.mylifeplan.net>



●顧問FP (38,500円/1年間)

【いつでも相談できるあなたのFP】

お客様の生活状況に合わせて、いつでも相談できる「顧
問FP」として、お客様とライフプラン、ファイナンシャルプ
ランを共有し、その実現をサポートします。

★未来設計図(ライフ&マネープラン)作成★ HPより、お問合せください。



●総合資産管理サービス (110,000円~/年)

【家計財産簿と資産総合分析】

ファミリーミッション実現のために戦略的な事業承継・
円滑な財産移転等を提案。総合資産管理の視点で
ポートフォリオ分析、保障分析、相続分析を行います。

★家計財産簿、診断レポート付★ HPより、お問合わせ



●相続、資産と経営の相談

人・企業の“夢・想い”をカタチに！

「暮らしと経営の資産コンシェルジュ」
～平野経営法務事務所～

- ・老後の暮らし
- ・遺言と相続
- ・プライベートバンキング (PB)
- ・経営サポート



暮らしと経営の資産コンシェルジュ
平野経営法務事務所
Hirano Management & Legal Office
人・企業の“夢・想い”をカタチに！

<https://www.family-concierge.net>